八尾市水道施設監視及び運転操作等業務

プロポーザル募集要項

平成２５年４月５日

八尾市水道局

大阪府八尾市光南町一丁目４番３０号

目　次

1　はじめに …… 1

2　募集の概要
(1)業務の名称 …… 2
(2)業務内容 …… 2
(3)業務場所 …… 2
(4)委託期間等 …… 2
(5)募集及び事業者の選定方法 …… 3
(6)受付窓口 …… 3
(7)応募者が備えるべき資格条件 …… 3
(8)作成上の留意事項 …… 3
(9)提出書類の取扱い …… 4
(10)応募の辞退 …… 4
(11)失格条件 …… 4

3　募集及び選定の手順
(1)募集スケジュール …… 4
(2)募集要項等の配布 …… 5
(3)資格審査申込 …… 5
(4)資格審査及び結果通知 …… 6
(5)資格審査に合格した応募者への提供資料 …… 6
(6)業務提案に関する質問の受付 …… 6
(7)業務提案に関する質問事項の回答 …… 7
(8)業務提案申込受付 …… 7
(9)優先交渉権者及び次点交渉権者の選定 …… 8
(10)業務委託契約の締結 …… 8

4　評価基準
(1)評価委員会の設置 …… 8
(2)評価方法 …… 8
(3)見積書の開札並びに優先交渉権者及び次点交渉権者の選定 …… 8
(4)評価基準項目 …… 9

5　用語の解説 …… 10

1 はじめに

八尾市水道事業は、水源を大阪広域水道企業団からの受水に依存し、平成23年度末の給水人口は271,013人、一日最大給水量107,687m³で、年間33,388,149m³を給水している。

給水方式は、東部の信貴･生駒連峰の山麓に広がる扇状地と平坦地の地形の高低差を活用した自然流下方式とポンプ加圧式で給水する区域に大別できる。

自然流下方式による給水区域は、南部低区配水池系統･北部低区配水池系統･高区配水池系統･神立配水池系統の4ブロックに区分している。

また、ポンプ加圧式による給水区域は、八尾配水場系統と高安受水場系統･龍華配水場系統の3ブロックである。(高安受水場･龍華配水場の給水区域は、南部低区配水池系給水区域の一部に含まれる。)

これらの給水系統にかかる各水道施設を集中管理するため、昭和52年2月に八尾配水場(当時は浄水場)において、電話回線を利用したテレメーターシステムにより遠隔監視制御が行えるよう計装制御設備の近代化を図り、その後、施設等整備事業の進捗に伴い部分改良を行うなど機能維持に努めながら、現在に至っている。

こうした中で、八尾市水道施設監視及び運転操作等については、業務の効率化や技術的確保を主な目的として、平成17年度に一部外部委託化(法定外委託)を図った。

本市では当該業務を委託するに当たり、平成25年度以降のあり方を検討した結果、これからの水道における送配水の「安全･安心･安定」を確保していくためには、民間事業者の創造性、技術力、専門的な技術･知識･経験等がより一層重要になることから、今般、プロポーザル方式により委託事業者を公募することとしたものである。

応募を希望する者には、次に掲げる基本的事項及び本業務内容を十分理解し、水道事業における業務体制の充実と技術的向上に力点を置いた活発な業務提案を期待する。

また、今後の施設耐震化事業計画を進めるに伴い、一時的に業務場所を高安受水場へ移行して中央監視業務及び運転操作業務を行なうこととする。

基本的事項

(1)業務委託の推進

水道送配水の監視並びに水道施設の運転管理及び保全管理を総合的に委託することにより、スケールメリットを活かす。

(2)法定外委託

現行において水道法上の責任は、水道事業者にあることから法定外委託とし、水道技術管理者及び電気主任技術者は本市水道局職員から選任する。

(3)技術の維持向上

今後、安全・安心でおいしい水を供給するためには、技術の確保と品質確保が必要になることから、受託者の優れた技術力と業務に対する積極性を求める。

(4)技術提案型

本業務委託においては、コスト縮減のみならず、技術提案型とすることで、従来の「仕様書発注」から「性能発注」への移行を図り、継続的な水道技術の確保と品質確保の点にも視点を置いた効率的効果的な業務運営を目指す。

(5)危機管理の強化

民間事業者からの提案を踏まえた専門性の高い人的物的支援ネットワークを形成し、災害、

事故その他緊急時の対応に備えた危機管理の強化を図る。

2 募集の概要

⑴業務の名称

八尾市水道施設監視及び運転操作等業務

⑵ 業務内容

①中央監視及びその他関連施設の運転操作業務

- 配水場等の監視及び運転操作業務
- 配水場等の送配水ポンプ、薬品注入設備等の運転監視及び配水池の水位、流量の調整等に関する業務
- 監視制御システムのハードウエア及びソフトウエアの運用管理業務
- 配水場等の巡視点検業務
- その他水運用管理に関すること。

但し、業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

業　務　日	業 務 時 間
⑴昼間業務) ･通年　3 人での対応	午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分
⑴夜間業務) ･通年　2人での対応	午後 4 時 45 分～翌日の午前 9 時 15 分

②中央監視制御装置保守点検業務

・下記の機器について年１回以上の詳細点検の実施及び日常の保守管理

１．八尾配水場、高安受水場、龍華配水場の中央監視制御装置

注）八尾市水道局庁舎更新工事・高安受水場送水棟更新工事に伴い、監視制御装置の更新を行なうことから、保守管理内容・項目等が若干の変更を行うが、対応のこと。

２．八尾配水場～清水町制御所の遠隔監視制御装置

３．水質自動監視装置(7 台)

但し、保守点検専従者の業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

業　務　日	業 務 時 間
⑴昼間業務) ･平日 ⑴水道局業務日)　1人での対応	午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分

⑶業務場所

本業務の履行場所は次のとおりとする。

①八尾市服部川一丁目１１２番地　（高安受水場中央監視室）

②その他関連施設

⑷委託期間等

平成２５年７月１日～平成３０年３月３１日

但し、平成２５年６月３日から同年６月２８日までは、旧受託者との事務引継ぎ期間と

し、事務引継ぎ期間における経費等は、受託者の負担で行うものとする。

(5)募集及び事業者の選定方法

プロポーザル方式により、事業者を公募する。

本業務に参加を希望する者（以下「応募者」という。）は、参加資格条件を確認する資格審査を受ける。

資格審査に合格した応募者は、業務提案書及び見積書の提出が可能となる。

業務提案書については、市が設置した八尾市水道施設監視及び運転操作等業務プロポーザル評価委員（以下「評価委員会」という。）が審査及び業務評価を行う。

事業者選定の方法は、業務評価に価格評価を加えた総合評価落札方式とする。

総合評価の結果に基づき、最も高い評価の業務提案を行った者を優先交渉権者、次に高い評価の業務提案を行った者を次点交渉権者として選定する。

優先交渉権者は、契約できない何らかの理由がない限り、市（代表者：八尾市水道事業管理者）と業務委託契約を締結し、受託者となる。

また、優先交渉権者が契約できない場合、次点交渉権者と契約を締結するものとする。

(6)受付窓口

本募集に関する受付窓口は次のとおりとする。

八尾市水道局　施設整備課 配水係
〒581－0007　八尾市光南町一丁目 4 番 30 号
TEL:072-923－6309
FAX:072-991－5991
E-mail アドレス: haisui@city.yao.osaka.jp

(7)応募者が備えるべき資格条件

応募者は、次に掲げる事柄を全て満たしていなければならない。

①地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４の規定に該当しないこと。

②本募集要項の配布の日から本業務の評価結果の公表の日までの間において、八尾市の指名留保又は指名停止措置を受けていないこと。

③平成 24・25 年度八尾市水道局物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

④平成１９年４月以降に、上水道施設（浄水場又は配水場）の維持管理業務の契約実績を有すること。

⑤次に掲げる者を配置できること。

ア．学校教育法における高等学校以上の電気に関する課程を修了した者で、浄水場、配水場業務に１年以上の実務経験を有する者

イ．第３種電気主任技術者以上の資格を有する者

ウ．酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

⑥緊急事態発生時、1 時間以内に高安受水場中央監視装置室にて業務従事者に対して指示監督できる人員（現場責任者又は同等の経験を有する者）を配置できること。

⑦法人税、消費税及び地方消費税、固定資産税を滞納していないこと。

(8)作成上の留意事項

①使用言語と単位

提出書類等における使用言語は、日本語とし、数字はアラビア数字を用いること。

②提案申込の制限

提案申込は、応募者（1 事業者）につき、一点とする。

③費用負担

本募集に要した費用は、すべて応募者の負担とする。

④提出書類

提案書の添付書類として、パンフレット等は認めないものとする。

応募後、提出書類の記載事項に関する変更の届出は、原則として受け付けない。

但し、審査及び評価に影響を及ぼさないと判断されるもので市が認める場合は、この限りでない。

(9)提出書類の取扱い

①著作権

提出書類の著作権は、応募者に帰属する。但し、本市水道局が本業務の範囲において公表するとき、その他必要と認めるときは、本市水道局は無償で使用できるものとする。

②提出書類の取扱い

応募者から提出された書類は、一切返却しない。

(10)応募の辞退

資格審査合格通知を受けた応募者が応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式自由）を受付窓口に提出すること。

なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

期限：平成 25 年５月 13 日（月）午後 5:00（必着）

(11)失格条件

本募集に関して、応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①提出書類に虚偽の記載があった場合

②提出書類に重大な不備があると認められる場合

③募集要項等に示した応募に関する条件に反した場合

④評価委員に働きかける等正当な競争を妨げる行為があった場合

⑤その他不正行為があった場合

3 募集及び選定の手順

(1)募集スケジュール

項　目	日　程
募集要項等の配布	平成 25 年４月　５日（金）から 平成 25 年４月１９日（金）まで
資格審査申込受付 （資格審査申込書類の受付）	平成 25 年４月　５日（金）から 平成 25 年４月１９日（金）まで

項　目	日　程
資格審査結果通知	平成 25 年４月２４日（水）
提案に関する質問事項の受付	平成 25 年４月２４日（水）から 平成 25 年５月　２日（木）まで
提案に関する質問事項の回答	平成 25 年５月　９日（木）
提案申込受付 （提案書類の受付）	平成 25 年５月　９日（木）から 平成 25 年５月１３日（月）まで
業務評価	平成 25 年５月１３日（月）から 審査実施
見積書の開封	平成 25 年５月１４日（火）
優先交渉権者の決定	平成 25 年５月２４日（金）
業務委託契約の締結	平成 25 年５月下旬を予定
業務の引継ぎ等	平成 25 年６月　３日（月）から 平成 25 年６月２８日（金）まで
業務の開始	平成 25 年７月　１日（月）

(2)募集要項等の配布

募集要項等は、平成 25 年４月５日（金）に八尾市水道局ホームページに掲載するほか、受付窓口にて配布する。

（配布期間及び配布時間）

平成 25 年4月5日（金）～平成 25 年4月 19 日（金）（土・日・祝日を除く。）

午前 9:00～午後 5:00（正午から午後 1:00 を除く。）

(3)資格審査申込

①申込方法

資格審査申込に必要な書類及び返信用封筒（角形 2 号、返信先明記、切手付）を受付窓口へ持参すること。郵送による申込は受け付けない。

なお、あらかじめ申込希望日時を受付窓口に連絡すること。

②資格審査申込に必要な書類

名称	内容
ア. 資格審査参加申込書	申込書（様式1）
イ. 受託実績調書	所定の調書（様式2）を参考に作成
ウ. 資格技術者に関する調書	所定の調書（様式3）を参考に作成
エ. 添付書類	a　会社定款 b　法人の登記簿謄本及び代表者の印鑑証明書（直近１ヵ月以内のもの） c　直近2ヵ年間の法人税、消費税、地方消費税、固定資産税の納税証明書

③受付期間及び受付時間

平成 25 年４月５日（金）～平成 25 年４月 19 日（金）（土・日・祝日を除く。）

午前 9：00～午後 5：00（正午から午後１：00 を除く。）

(4)資格審査及び結果通知

本募集要項に定める応募者の資格条件に基づき資格審査を行う。

資格審査結果については、平成 25 年4月24日（水）に、電子メール及び郵送により、申込受付した応募者に通知する。

なお、審査内容及び審査結果に対する問い合わせ又は異議等については、一切応じない。

(5)資格審査に合格した応募者への提供資料

資格審査に合格した応募者には、業務提案を行う際に必要な参考資料を提供する。

配布資料の受け渡しは、あらかじめ配布希望日時を受付窓口へ連絡すること。

資料の配布又は閲覧は、次に示すとおりである。

（配布）

ア. 電気使用に関する資料

イ. 巡視日報

ウ. 日報･月報

エ. 水位運用予定表

オ. 平成 23 年度水道事業会計決算書（抄）

（閲覧）

ア. 各施設の手引書

イ. 共通機器一覧

ウ. OIS取扱説明書（中央監視制御装置操作取扱）

エ. 配水施設図面

オ. 中央監視制御装置保守点検報告書（平成23年度）

カ. 八尾市水道ビジョン

キ. 参考仕様書

(6)業務提案に関する質問の受付

①質問の受付

資格審査に合格した応募者から業務提案に関する質問を受け付ける。

②提出方法

業務提案に関する不明な事項は、次に示すいずれかの方法により質問としてまとめて提出すること。口頭による質問は受け付けない。

なお、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

(ア)所定の質疑書を基本に、電子メールにて受付窓口のアドレスへ送付する。

(イ)所定の質疑書に記入後、受付窓口へ持参する。（郵送は不可）

③質問受付期間及び受付時間

平成 25 年４月 24 日（水）～平成 25 年５月２日（木）（土・日・祝日を除く。）

午前 9：00～午後 5：00（正午から午後１：00 を除く。）

(7)業務提案に関する質問事項の回答

質問事項に関する回答は、質疑回答書として取りまとめ、資格審査に合格した応募者に電子メールで回答する。

なお、回答は、平成 25 年５月９日（木）を予定している。

(8)業務提案申込受付

資格審査に合格した応募者のみ、業務提案申込を受け付ける。

募集要項及び提供資料をもとに業務提案に必要な書類を作成し、次に示す方法で申し込むものとする。

また、提案書には必ず、応募者の検討した提案内容を記載すること、提案のない項目については加点評価はしない。

①受付方法

業務提案に必要な書類を、指定の期間に受付窓口へ持参すること。郵送による申込は受け付けない。

なお、あらかじめ申込希望日時を受付窓口に連絡すること。

②業務提案に必要な提出書類

ア．業務提案申込書

名称	部数	摘要
業務提案申込書	1 部	様式4
会社概要書	1 部	様式5 を参考に作成

※A4 ファイル（左 2 穴）にとじてください。

イ．業務提案書

名称	部数	摘要
業務提案書	6 部	「業務提案書様式集」を参照 A4 ファイル（左 2 穴）にとじてください

③受付期間及び受付時間

平成 25 年５月９日（木）～平成 25 年５月 13 日（月）

午前 9：00～午後 5：00（正午から午後 1：00 を除く。）

(9) 見積書の開封

平成 25 年５月 14 日(火)　午前 10 時より

水道局 3 階会議室にて、各応募者(2 名以内)の立会いのもと見積書の開封を行なう。

ア．見積書

名称	部数	摘要
見積書	1 部	様式6
業務金額内訳書	1 部	様式7

※見積書金額欄には、平成 25 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの税抜き合計金額及び業務環境整備工事見積金額を合計した額を記入すること。

※見積書と業務金額内訳書を同じ封筒（長形 3 号）に封入した上で開封時に提出す

ること。

※封筒は次のとおりとする。

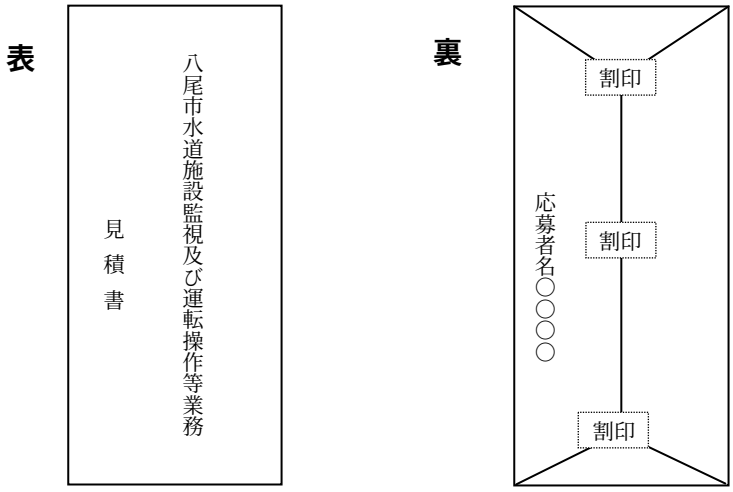

(10) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

市は、総合評価の結果をもとに、最も得点の高い提案の応募者を優先交渉権者、次に高い得点の応募者を次点交渉権者として選定する。

(11)業務委託契約の締結

市と優先交渉権者との間で、平成 25 年 5 月下旬頃に、市が定める様式により業務委託契約を締結する。

業務委託開始にあたり、業務場所の移行に伴う業務環境整備を行なう必要があるため、見積金額には、業務環境整備工事を含む。（※配水棟改修及び 36 ㎡程度の倉庫設置）

市と優先交渉権者との委託契約の手続きが不調に終わった場合、市は次点交渉権者と契約の協議手続きに入る。

※業務環境整備工事について

・概要

配水棟内備蓄倉庫改修工事

Ⅰ）目的　配水棟備蓄倉庫を監視業務事務所として改修を行う。（約 35 ㎡）

① 事務所内必要付帯工事、備品一切

・空調・電気・給排水工事

② 監視室用扉設置工事

③ 防災備蓄倉庫設置工事

・３連棟平屋建て（36 ㎡程度）

・建築確認申請、基礎工事、建築付帯設備等一切

Ⅱ）高安受水場中央監視業務常駐期間　八尾水道局庁舎建替完了まで（平成 29 年 3 月末予定）

Ⅲ）引渡し　八尾水道局庁舎建替竣工後、事務所・倉庫は八尾市が多目的に利用できるように引渡しのこと。

4 評価基準

(1)評価委員会設置

資格審査及び業務提案評価に際しては、学識経験者及び市職員等で構成する評価委員会を設置し、提出された書類の審査を行うとともに、業務評価については評価基準に基づき採点を行う。

(2)評価方法

①業務評価に当っては、評価基準項目に従い業務提案内容を総合的に評価する。
業務評価では最大 200 点を付与する。
②応募者へのヒアリングを必要とする場合は、ヒアリングを実施する。
なお、ヒアリングを実施する場合は、後日、応募者に通知する。
③価格評価は、業務評価終了後に行う。
価格評価では最大 100 点を付与する。
④総合評価については、業務評価と価格評価の各得点の合計点数とする。

(3)見積書の開札並びに優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

①業務評価を終了後、見積書を開札する。
見積書の開札は、応募者の立会いの下で行う。
応募者は１人のみ出席することとする。
②見積金額は、評価基準に基づいて価格評価を行い、業務評価を加えた総合評価の結果に基づき、評価得点の高いものから順に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
なお、総合評価の得点が同点となった場合は、くじ引きによりそれぞれ決定する。

(4)評価基準項目

評価の区分		配点	評価対象	基礎要件
業務評価	(1)会社内容に関する事項	30 点	①会社概要	･会社所在地 ･経営状態 ･環境認証取得について
			②受託実績	･受託実績件数 ･実績ごとの受託年数 ･受託規模
	(2) 業務内容に関する事項	100 点	①業務実施方針	･水道施設管理に対する会社の理念と方針
			②業務実施体制	･中央監視業務の勤務体制 ･保守点検業務の勤務体制 （日常の保守管理） ･安全衛生、労務管理 ･教育研修

			③運転管理	･中央監視に対する考え方 ･水質監視に対する考え方 ･水運用計画および送配水管理 ･巡回点検に対する考え方
			④危機管理	･水道施設事故発生時の対応 ･自然災害発生時の対応
			⑤保守点検管理	･日常保守管理に対する考え方 ･定期点検に対する考え方 ･保守点検従事者の役割
	(3)配置技術者内容に関する事項	40 点	①技術者の配置計画	･総括責任者 ･現場責任者 ･運転監視従事者 ･保守点検従事者
			②配置予定技術者の資格、経歴等	･総括責任者の資格、経歴 ･現場責任者の資格、経歴 ･運転監視従事者の資格、経歴 ･保守点検専従者の資格、経歴
	(4)その他提案内容に対する事項	30 点	水道事業が特に重視する事項	･環境（省エネなど）に対する取組み ･長期的な視点に基づく配水施設機能と維持管理の考え方 ･八尾市水道ビジョン実現等これからの施策に向けた新たな技術的取組み
価格評価	(5)価格に対する評価	100 点	見積書価格	
総合評価合計 300 点				

5 その他留意事項

(1)業務期間中の関連工事

①高安受水場送水ポンプ棟更新工事

平成２５年度から平成２８年度までの４ヵ年を予定しており、高安受水場場内が大規模な改修工事現場となることから、運用その他に留意する必要があり、工事に運用面において協力しなければならない。

②八尾水道局庁舎更新工事

平成２５年度から平成２８年度までの４ヵ年を予定しており、竣工後、中央監視業務が水道局庁舎となるため、引越し作業が必要となる。

③配水管更新工事

八尾市内の管網である配水管は随時更新工事が行なわれている。

6 用語の解説

【 法 定 外 委 託 】水道法第 24 条の 3 の業務の委託（第三者委託）に該当しない業務委託

【 総 括 責 任 者 】業務の最高責任者として、現場責任者・保守点検専従者・運転監視従事者の指揮・監督を行う者

【 現 場 責 任 者 】現場の最高責任者として、運転監視従事者の指揮・監督を行うと共に、常に状況を把握し、緊急時に直ちに連絡及び対処する者

【 運転監視従事者 】中央監視及びその他関連施設の運転操作業務に従事する者

【 保守点検専従者 】保守点検を履行するうえで、システム及び機器類の知識を有し日常の保守管理の実施、詳細点検の調整及び現場管理を行い、保守点検業務を効率的に進める者

【 保守点検従事者 】　システム及び機器類の知識を有し、対象機器の詳細点検等（年 1 回以上）を実施する者